

農業経営基盤の強化の促進に関する
基本的な構想

令和3年10月

新潟県関川村

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1. 村農業の現況

関川村は、新潟県北部に位置し、飯豊連峰、朝日連峰などに囲まれている。村の中央を1級河川荒川とその支流が流れ、それに沿って形成された盆地に村がある。

この立地条件を生かして、水稻を主体とした農業生産を展開してきた。近年は、圃場整備、集積・集約に取り組むほか複合営農を推進し、水稻に和牛や養豚などを結び付け、経営の発展を図ってきたほか、きのこや山菜などの特用林産物や園芸の導入も一部の農家で見られる。

今後は、従来からの和牛や養豚などの畜産振興に努めるほか、収益性の高い施設園芸や特用林産物などを、担い手を中心に導入し、地域として産地化を図ることとする。また、水稻を中心に経営規模の拡大を志向する農家と施設園芸による集約的経営を展開する農家との間で、労働力提供、農地の貸借等においてその役割分担を図りつつ、地域複合としての農業発展を目指す。

また、このような農業生産展開の基盤となる優良農地の確保を図ることを基本として、農業振興地域整備計画に即し、引き続き農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めるものとする。

2. 農業環境改善対策

本村では、昭和30年代後半から労働力の流出が始まり、また昭和42年の羽越大水害を契機として他産業への労働力の移動が進んだ。さらに、昭和50年頃から村における工業団地の造成と工場の立地で兼業化が進み、恒常的勤務による安定兼業農家が増加した。最近、一層の兼業の深化によって、土地利用型農業を中心として農業の担い手不足が深刻化している。

また、こうした中で、農地の資産的保有傾向が強くなり、安定兼業農家から規模拡大志向農家への農地の流動化はこれまで顕著な進展をみないまま推移してきたが、最近になって農業従事者の高齢化が進み、機械更新時や世代交代等を機に、急速に農地の流動化が進んできている。

一方、農業就業者の高齢化及び減少に伴って、一部遊休農地化したものが近年増加傾向にあることから、これを放置すれば担い手に対する利用集積が遅れるばかり

でなく、周辺農地の耕作にも大きな支障を及ぼすおそれがある。

担い手不足の深刻化の要因は、若年世代が農業に職業としての魅力を感じていないこと、農村生活に変化や充実感が不足していること、販路を得ることが困難であること、などが挙げられている。

本村では、村内5つの地区で営農委員会を組織し、地区の将来の農業の在り方についての話し合いや地区毎の人・農地プランの見直しなどをおこなっている。これらを通じて活力ある農業・農村づくりに努めることとする。

3. 農業経営発展の目標

本村は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

具体的な経営の指標は、本村及びその周辺市町村において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し、農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得、年間労働時間の水準を実現できるものとし、その目標は次のとおりとする。

□主たる農業従事者1人あたり年間農業所得 400～500万円程度

注) 個別経営体にあつては経営体として800～1000万円程度、組織経営体にあつては給料又は報酬及び受け取り地代の合計が1構成員あたり400～500万円程度

□主たる農業従事者1人あたり年間労働時間 1800～2000時間程度

また、これらの経営が、本村農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

4. 推進体制

本村は、将来の村の農業を担う農業経営者の自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業及び農地中間管理事業、その他の措置を総合的に実施する。

まず、本村は、農業協同組合、農業委員会、農業普及指導センター等が充分なる相互の連携の下で綿密な指導を行うため、関川村農業再生協議会を設置し、5地区営農委員会段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを促進する。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、意欲的な農業者に対しては、農業委員・農地利用最適化推進委員などによる遊休農地等の掘り起こし活動を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて利用権設定等を進める。

また、農地中間管理事業による面的にまとまった形で貸し付ける等の活動については農業委員会と連携・調整を図りつつ実施する。

特に、近年、増加傾向にある遊休農地については、今後遊休農地となるおそれがある農地を含め、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）等への利用集積を図るなど、積極的に遊休農地の発生防止及び解消に努める。

水田農業等において、効率的かつ安定的な農業経営体を育成するため、農用地の利用集積を促進する。また、地域での話し合いを進めるにあたっては、5地区営農委員会を通じて、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の实情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。特に、担い手の不足が見込まれる地域においては、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進するため、指導、助言を行う。

さらに、このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進し、農地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。また、併せて集約的な経営展開を助長するため、農業普及指導センターの指導の下に、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入を推進する。

また、生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農地所有適格法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけを持っており、オペレーター育成、受委託の促進等を行うことにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を

図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。さらに、村内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

なお、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す。その他兼業農家等にも本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

特に法第12条の農業経営改善計画の認定制度及び法第14条の4の青年等就農計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定農業者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、村が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

5. 推進活動

本村は、関川村農業再生協議会において、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点指導や研修会の開催等を農業普及指導センターの協力を受けて行う。

なお、農業経営改善計画の期間を了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

6. 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

(1) 新規就農の現状

本村の令和2年の新規就農者は1人であり、過去10年間、ほぼ横ばいの状況となっているが、従来からの基幹作物である水稻の産地としての生産量の維持・拡大

を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1) に掲げる状況を踏まえ、本村は青年層に農業を職業として選択してもらえよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

ア 確保・育成すべき人数の目標

国が掲げる新規就農し定着する農業者を年間1万人から2万人に倍増するという新規就農者の確保・定着目標や新潟県農業経営基盤強化促進基本方針に掲げられた新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保目標280人を踏まえ、関川村においては年間4人の当該青年等の確保を目標とする。また、現在の雇用就農の受け皿となる法人を2年間で2割増加させる。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

本村及びその周辺市町村の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人あたり1800～2000時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（効率的かつ安定的な農業経営の目標の8割程度の農業所得、すなわち主たる従事者1人あたりの年間農業所得320～400万円程度）を目標とする。

ただし、新規参入者、農家世帯員であって親から独立した経営を開始する者にとっては、経営開始時の経営リスクが大きいため、主たる従事者1人当たり年間所得の概ね5割を目標とする。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた関川村の取組

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については農業普及指導センターや農業協同

組合等が重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に関川村及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、関川村における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

[個別経営体]

No.	営農類型	経営規模	生産方式
1	水稻単一 目標所得 844万円 構成員 2.0人 (422万円/人)	[作付面積等] 水稻 11.0ha 加工用米 5.0ha (自作地1.5ha) (借入地14.5ha) 防除 24.0ha [経営面積等] 16.0ha	[資本装備] ・作業場兼格納庫 (50坪) 1棟 ・パイプハウス (100坪) 1棟 ・トラクター (40ps) 1台 ・乗用田植機 (8条) 1台 ・コンバイン (4条) 1台 ・フォークリフト (2.0トン) 1台 ・乾燥機 (40石) 2台 ・軽トラック 1台 ・玄米低温貯蔵庫 1台 ・精米機 (200kg/hr) 1台 ・色彩選別機 (200kg/hr) 1台 [その他] ・ドローンによる防除作業を収入に加えた。

No.	営農類型	経営規模	生産方式
2	水稲＋ 露地野菜 (ねぎ) 目標所得 972万円 構成員 2.0人 (486万円/人)	〔作付面積等〕 水稲8.4ha 加工用米3.6ha ねぎ 1.0ha (自作地2.0ha) (借入地11.0ha) 〔経営面積等〕 13.0ha	〔資本装備〕 ・作業場兼格納庫(40坪) 1棟 ・パイプハウス(60坪) 1棟 ・農業用井戸(20m) 1式 ・トラクター(31ps) 1台 ・乗用田植機(6条) 1台 ・コンバイン(3条) 1台 ・フォークリフト(1.5トン) 1台 ・乾燥機(45石) 1台 ・トラック(1トン) 1台 ・精米機(200kg/hr) 1台 ・色彩選別機(200kg/hr) 1台 ・管理機(5PS) 1台 ・皮むき機(コンプレッサー付) 1台 ・堀取り機 1台
3	水稲＋ 露地野菜 (えだまめ) 目標所得 850万円 構成員 2.0人 (425万円/人)	〔作付面積等〕 水稲 8.4ha 加工用米 3.6ha えだまめ 1.5ha (自作地1.5ha) (借入地10.5ha) 〔経営面積等〕 12.0ha	〔資本装備〕 ・作業場兼格納庫(40坪) 1棟 ・パイプハウス(60坪) 1棟 ・鉄骨ハウス(300坪) 3棟 ・農業用井戸(20m) 1式 ・トラクター(31ps) 1台 ・乗用田植機(6条) 1台 ・コンバイン(3条) 1台 ・フォークリフト(1.5トン) 1台 ・乾燥機(45石) 1台 ・トラック(1トン) 1台 ・精米機(200kg/hr) 1台 ・色彩選別機(200kg/hr) 1台 ・管理機(5PS) 1台 ・ハーベスター 1台 ・選別機、袋詰機 一式 ・大豆は種機 1台

No.	営農類型	経営規模	生産方式
4	水稻＋ユリ 目標所得 938万円 構成員 2.0人 (469万円/人)	〔作付面積等〕 水稻 8.4ha 加工用米 3.6ha ユリ 0.5ha (自作地1.5ha) (借入地10.5ha) 〔経営面積等〕 12.0ha	〔資本装備〕 ・作業場兼格納庫 (40坪) 1棟 ・パイプハウス (60坪) 1棟 ・パイプハウス (90坪) 5棟 ・農業用井戸 (20m) 1式 ・かん水施設 1式 ・プレハブ冷蔵庫 3坪 ・トラクター (31ps) 1台 ・乗用田植機 (6条) 1台 ・コンバイン (3条) 1台 ・フォークリフト (1.5トン) 1台 ・乾燥機 (45石) 1台 ・トラック (1トン) 1台 ・精米機 (200kg/hr) 1台 ・色彩選別機 (200kg/hr) 1台 ・ハウス加温機 (50,000kcal) 5台 ・ヒートポンプ (5馬力) 10台 ・暖房機 3台 ・動力噴霧器 (3PS) 1台 〔その他〕 ・ユリは、21a×2.4回転。 ・土壌蒸気消毒機は部会で共同購入。
5	水稻＋ 養豚 目標所得 829万円 構成員 2.0人 (414万円/人)	〔作付面積等〕 養豚 50頭 水稻 7.0ha 加工用米 3.0ha (自作地1.5ha) (借入地8.5ha) 〔経営面積等〕 10.0ha	〔資本装備〕 ・作業場兼格納庫 (40坪) 1棟 ・パイプハウス (60坪) 1棟 ・鉄骨ハウス (300坪) 3棟 ・農業用井戸 (20m) 1式 ・繁殖分娩豚舎 (75坪) 1棟 ・肉豚舎 (80坪) 1棟 ・コンポ (1/2リス) 1棟 ・浄化槽 (1/2リス) 1棟 ・堆肥舎 (1/2リス) 1棟 ・ショベルローダー (1/2リス) 1台 ・トラクター (31PS) 1台 ・乗用田植機 (6条) 1台 ・コンバイン (3条) 1台 ・フォークリフト (1.5トン) 1台 ・乾燥機 (45石) 1台 ・トラック (1トン) 1台 ・精米機 (200kg/hr) 1台 ・色彩選別機 (200kg/hr) 1台 ・給餌器 (子豚) 17台 ・給餌器 (肉豚) 39台 ・自動給餌システム 2台 ・ガスブルーター 23台 ・スクリーコンベア 1台 〔その他〕 ・堆肥は全て自家利用。

No.	営農類型	経営規模	生産方式
6	水稻＋ 肉用牛 目標所得 808万円 構成員 2.0人 (404万円/人)	〔作付面積等〕 養豚 50頭 水稻 6.3ha 加工用米 2.7ha (自作地1.5ha) (借入地7.5ha) 〔経営面積等〕 9.0ha	〔資本装備〕 ・作業場兼格納庫 (40坪) 1棟 ・パイプハウス (60坪) 1棟 ・鉄骨ハウス (300坪) 3棟 ・農業用井戸 (20m) 1式 ・牛舎 (120坪) 1棟 ・堆肥舎 (30坪) 1棟 ・トラクター (31ps) 1台 ・乗用田植機 (6条) 1台 ・コンバイン (3条) 1台 ・フォークリフト (1.5トン) 1台 ・乾燥機 (45石) 1台 ・トラック (1トン) 2台 ・精米機 (200kg/hr) 1台 ・色彩選別機 (200kg/hr) 1台 ・ダンプカー (2t) 1台 ・牛衝器 1台
7	肉用牛単一 目標所得 838万円 構成員 2.0人 (419万円/人)	〔飼育頭数〕 肉用牛 100頭	〔資本装備〕 ・牛舎 (211坪) 1棟 ・堆肥舎 (54坪) 1棟 ・ダンプカー (2トン) 1台 ・ローダー 1台 ・牛衝器 1台
8	養豚単一 目標所得 1,237万円 構成員 3.0人 (412万円/人)	〔飼育頭数〕 養豚 120頭	〔資本装備〕 ・肉豚舎 (222坪) 1棟 ・繁殖分娩豚舎 (210坪) 1棟 ・コンポ (1/2リース) 1棟 ・浄化槽 (1/2リース) 1棟 ・堆肥舎 (1/2リース) 1棟 ・ショベルローダー (1/2リース) 1台 ・給餌器 (子豚) 46台 ・給餌器 (肉豚) 109台 ・自動給餌システム 6台 ・ガスブルーダー 63台 ・スクリーコンベア 2台 ・トラック 2台 ・軽トラック 2台

[組織経営体]

No.	営農類型	経営規模	生産方式
9	水稲＋ 大豆 目標所得 2,467万円 従事者 6.0人 (411万円/人)	〔作付面積等〕 水稲 31.5ha 加工用米 1.5ha 大豆 12.0ha (借入地45.0ha) 〔経営面積等〕 45.0ha	〔資本装備〕 ・作業場兼格納庫 (90坪) 1棟 ・パイプハウス (240坪) 1棟 ・トラクター (48ps) 2台 ・乗用田植機 (8条) 2台 ・コンバイン (5条) 2台 ・フォークリフト (1.5トン) 1台 ・乾燥機 (60石) 3台 ・軽トラック 3台 ・精米機 (200kg/hr) 1台 ・色彩選別機 (200kg/hr) 1台 〔その他〕 ・ドローンによる防除を行う。
10	水稲＋ 大豆 ＋ ねぎ 目標所得 2,820万円 従事者 7.0人 (402万円/人)	〔作付面積等〕 水稲 30.0ha 加工用米 2.0ha 大豆 12.0ha ねぎ 1.0ha (借入地45.0ha) 〔経営面積等〕 45.0ha	〔資本装備〕 ・作業場兼格納庫 (90坪) 1棟 ・パイプハウス (240坪) 1棟 ・トラクター (48ps) 2台 ・乗用田植機 (8条) 2台 ・コンバイン (5条) 2台 ・フォークリフト (1.5トン) 1台 ・乾燥機 (60石) 3台 ・軽トラック 3台 ・精米機 (200kg/hr) 1台 ・色彩選別機 (200kg/hr) 1台 ・大豆コンバイン 1台 ・ブームスプレイヤー 1台 ・ドローン 1台
11	水稲＋ 大豆 ＋ トマト (施設野菜) 目標所得 2,598万円 従事者 6.0人 (433万円/人)	〔作付面積等〕 水稲 31.5ha 加工用米 1.5ha 大豆 12.0ha トマト 0.08ha (借入地45.0ha) 〔経営面積等〕 45.0ha	〔資本装備〕 ・作業場兼格納庫 (90坪) 1棟 ・パイプハウス (240坪) 1棟 ・トラクター (48ps) 2台 ・乗用田植機 (8条) 2台 ・コンバイン (5条) 2台 ・フォークリフト (1.5トン) 1台 ・乾燥機 (60石) 3台 ・軽トラック 3台 ・精米機 (200kg/hr) 1台 ・色彩選別機 (200kg/hr) 1台 ・大豆コンバイン 1台 ・ブームスプレイヤー 1台 ・ハーベスター 1台 ・選別機、袋詰機 1台 ・ドローン 1台

No.	営農類型	経営規模	生産方式
12	水稲＋ ユリ切り花 目標所得 2,645万円 従事者 6.0人 (440万円/人)	〔作付面積等〕 水稲 23.0ha 加工用米 10.0ha ユリ切り花 1.03ha (借入地33.0ha) 〔経営面積等〕 33.0ha 〔その他〕 防除 70.0ha	〔資本装備〕 ・作業場兼格納庫 (90坪) 1棟 ・パイプハウス (240坪) 1棟 ・パイプハウス (100坪) 10棟 ・かん水施設 1棟 ・プレハブ冷蔵庫 (3坪) 2台 ・トラクター (48ps) 2台 ・乗用田植機 (8条) 2台 ・コンバイン (5条) 2台 ・フォークリフト (1.0トン) 1台 ・乾燥機 (60石) 3台 ・軽トラック 3台 ・精米機 (200kg/hr) 1台 ・色彩選別機 (200kg/hr) 1台 ・ブームスプレイヤー 1台 ・管理機 (6ps) 1台 ・トラック1t 1台 ・土壌蒸気消毒機 1台 ・ハウス加温機 (50,000kcal) 10台 ・ヒートポンプ (5馬力) 20台 ・ドローン 1台 〔その他〕 ・ユリは、施設面積43a×2.4回転。 ・ドローンによる防除を行う。
13	水稲＋ そば 目標所得 2,518万円 従事者 6.0人 (420万円/人)	〔作付面積等〕 水稲 26.5ha 加工用米 6.5ha そば 8.0ha (借入地41.0ha) 〔経営面積等〕 41.0ha 〔その他〕 除草・防除 77.0ha	〔資本装備〕 ・作業場兼格納庫 (90坪) 1棟 ・パイプハウス (230坪) 1棟 ・トラクター (60ps) 1台 ・トラクター (30ps) 1台 ・乗用田植機 (8条) 1台 ・乗用田植機 (6条) 1台 ・コンバイン (5条) 1台 ・コンバイン (4条) 1台 ・フォークリフト (1.5トン) 1台 ・乾燥機 (45石) 4台 ・トラック1t 2台 ・軽トラック 2台 ・精米機 (120～180kg/hr) 1台 ・色彩選別機 (200kg/hr) 1台 ・フレコンスケール (2～1500kg) 1台 ・ラジコン草刈機 2台 ・ドローン 1台 〔その他〕 ・近隣法人の畦畔除草、病虫害防除を受託

第2の2 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標

- 1 新たに農業経営を営もうとする青年等が目指す経営目標は、将来の効率的かつ安定的な農業経営の発展、技術・経営能力に見合った経営規模、就農時の生活に要する所得水準等を勘案し、経営開始5年後の農業経営目標は概ね第2に定める農業経営の基本的指標の規模とする。
- 2 ただし、新規参入者、農家世帯員であって親から独立した経営を開始する者にとっては、経営開始時の経営リスクが大きいため、第2に定める農業経営の基本的指標に示す所得目標の概ね5割を確保できるような農業経営の規模を目標とする。

第3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

- 1 農用地の利用状況及び営農活動の実態と今後の見通し
 - (1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等
本村全体においては、認定農業者、中心経営体数は減少傾向にある。農家の高齢化による離農や、担い手が居ない集落もあり、集落ごとに差が見られる。また、猿害に加えて、イノシシによる被害も増加している。
 - (2) 今後の見通し
村内全域において、農業従事者の高齢化と、後継者不足により、農地の集積はさらに進むことが予想されるため、併せて集約を進めていく必要がある。－
圃場整備については、女川地区において平成27年度から着工し、令和5年度完成予定で進んでいて、完成を契機に農地集積が進むと考えられる。
- 2 農用地利用集積等将来の農用地利用のビジョン
 - (1) 農用地利用等の将来ビジョン
効率的かつ安定的な農業経営を営む経営体が農業生産の相当部分を担う農業構造の確立を目指し、これらの経営体に対する農用地の利用集積を進める。
 - (2) 効率的かつ安定的な農業経営を営む経営体に対する農用地の利用の集積に関する目標等目標年次（令和5年度）までに効率的かつ安定的な農業経営を営む経営

体への集積を9割（1250ha）程度まで進めることを目標とする。

○〔効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積の割合の目標〕

効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積の割合の目標	育成すべき経営体の目標	備考
90%程度 1250ha程度	67	

- (注) 1. 「効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積の割合の目標」は、個別経営体、組織経営体の地域における農用地利用（基幹的農作業〈水稲については耕起、代かき、田植え、収穫、その他の作目については耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業〉を3作業以上実施している農作業受託の面積を含む。）面積の割合の目標である。
2. 目標年次は概ね令和5年度とする。
3. 「育成すべき経営体の目標」の内訳については、別表1のとおりとする。

○農用地の面的集積に向けた目標

効率的かつ安定的な農業経営を営む経営体に対する農地集積における面的集積の割合を高める。

(3) 将来の農地利用のビジョン実現に向けた取組

効率的かつ安定的な農業経営を営む経営体に対する農用地の利用集積を推進する為に、本村は、農業委員会、農業協同組合、関川村農業再生協議会等関係機関及び関係団体と連携する。また、農地中間管理事業を活用することで、将来の農地利用のビジョンの実現を目指す。

第4 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

本村は、新潟県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第4「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する事項に定められた方向に即しつつ、関川村農業の地域特性である複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

本村は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 利用権設定等促進事業
- ② 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ③ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ④ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑤ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業
- ⑥ 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事業

ア 村内の平坦部においては、今後圃場整備事業について検討を進めなければならないが、検討に当たっては圃場区画の大型化による高能率な生産基盤条件の形成のため、利用権設定等促進事業を重点的に実施することが柱になる。特に、換地と一体的な利用権設定を推進し、土地改良区の主体的な取組によって担い手が連担的な条件下で効率的な生産が行えるよう努めなければならない。

イ 村内の山間地域では、特に農用地利用改善事業を重点的に推進し、農用地利用改善団体の活動を活発化する。このことによって、担い手不足の下で多発している遊休農地の解消に努める。

更に、本村は、農用地利用改善団体に対して特定農業法人制度及び特定農業団体制度についての啓発に努め、必要に応じ、農用地利用改善団体が特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

以下、各個別事業ごとに述べる。

1 利用権設定等促進事業に関する事項

- (1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

① 耕作又は養畜の事業を行う個人（法第18条第2項第6号に定める賃借権又は使用貸借による権利を受けた後において行う耕作、又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者を除く）又は農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農業法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に依じてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の（ア）から（オ）までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあつては、（ア）、（エ）、及び（オ）に掲げる要件のすべて）を備えること。

（ア） 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

（イ） 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

（ウ） その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

（エ） その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者（農地所有適格法人にあつては、常時従事者たる構成員をいう。）がいること。

（オ） 所有権の移転を受ける場合は、上記（ア）から（エ）までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あつせん譲り受け候補者名簿に登録されている者であること。

イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用できると認められること。

② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権

利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの（ア）及び（イ）に掲げる要件（農地所有適格法人にあつては、（ア）に掲げる要件）を備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、概ね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

③ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合若しくは農業共同組合連合会、同法第11条の50第1項第1号に規定する農業経営を行う農業協同組合若しくは農業協同組合連合会、法第7条に規定する特例事業を行う農地中間管理機構若しくは独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受け、又は農地中間管理機構若しくは独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

④ 賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける者が法第18条第2項第6号に規定する者である場合には、

ア 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

ウ その者が法人である場合にあつては、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法第2条第3項第2号チに掲げる者を除く）が、利用権設定等促進事業の実施により当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を受ける場合は、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権の設定等を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら2つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

なお、農地所有適格法人による利用権の設定等を行うため農地所有適格法人の構成員が利用権の設定等を受ける場合には、当該農地所有適格法人の経営の育成に資するようにするものとし、農地所有適格法人の経営が農外資本による実質的な経営支配、農地取得を招来しないようにする。

- ⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。
- ⑦ 農業経営の受委託に係る利用権の設定については、③に規定する農業協同組合又は農業協同組合法第72条の10第1項第1号の事業を併せ行う農地所有適格法人である農事組合法人が主として組合員から農業経営を受託する場合その他農用地等の利用関係として農業経営の受委託の形態をとることが特に必要かつ適当であると認められる場合に限り行うものとする。

(2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

- ① 本村は、開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体、農地中間管理機構を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局通知。以下、「基本要綱」という。）様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。
- ② 本村は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。
 - ア 当該開発事業の実施が確実であること。
 - イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。

ウ 当該開発事業の実施に当たり農用区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定時期

- ① 本村は、法第6条の規定による基本構想の同意後必要があると認めるときは、遅滞なく農用地利用集積計画を定める。
- ② 本村は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。
- ③ 本村は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

(5) 要請及び申出

- ① 関川村農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用関係の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、本村に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 本村の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画を定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画を定めるべき旨を申し出ることができる。
- ④ ②、③に定める申出を行う場合において、(4)の③の規定による農用地利用集積計画を定めるよう利用権の存続を申し出る場合には現に設定（又は移転）され

ている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

（6）農用地利用集積計画の作成

- ① 本村は、（5）の①の規定による農業委員会からの要請があった場合にはその要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 本村は、（5）の②、③の規定による農用地利用改善団体、農業協同組合、土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、関川村は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 本村は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（（1）に規定する利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等を受けようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

（7）農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
なお、その者が利用権の設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者(農地所有適格法人、農地中間管理機構、農業協同組合、農業協同組合連合会等を除く)である場合には、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。
- ② ①に規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びそ

の支払の方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係

⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価及びその支払の方法その他所有権の移転に係る法律関係

⑥ ①に規定する者が法第18条第2項第6号に規定する者である場合には、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において農用地を適正に利用していないと認められる場合に賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件

⑦ ①に規定する者が法第18条第2項第6号に規定する者である場合には、毎年、次に掲げる事項が記載された報告書と参考資料(法人である場合には定款の写しを含む)を関川村長に報告する旨

ア ①に規定する氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名)

イ ①に規定する者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の面積

ウ イの農用地における作物の種類別作付面積又は栽培面積、生産数量及び反収

エ ①に規定する者が行う耕作又は養畜の事業がその農用地の周辺の農用地の農業上の利用に及ぼす影響

オ 地域の農業における他の農業者との役割分担

カ ①に規定する者が法人である場合には、その業務を執行する役員のうち、耕作又は養畜の事業に常時従事する者の役職名及び氏名並びに耕作又は養畜の事業への従事状況

キ その他参考となるべき事項

⑧ ①に規定する者が法第18条第2項第6号に規定する者である場合には、その者が撤退した場合の混乱を防止する為の次の事項

ア 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者

イ 原状回復の費用の負担者

ウ 原状回復がされないときの損害賠償の取決め及び担保措置

エ 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め

オ その他撤退した場合の混乱を防止するための取決め

⑨ ①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

本村は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに、(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、数人の共有に係る土地について利用権（その存続期間が20年を超えないものに限る）。の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意が得られていれば足りる。

(9) 公告

本村は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき、又は(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑧までに掲げる事項を関川村の掲示板への掲示により公告する。

(10) 公告の効果

本村が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され（若しくは移転し）又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するように努めなければならない。

(12) 紛争の処理

本村は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(13) 農用地利用集積計画の取消し等

① 本村は、法第19条の公告があった農用地利用集積計画の定めるところにより

賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた法第18条第2項第6号に規定する者に対し、以下のいずれかに該当するときは、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

ア その者がその農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき

イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき

② 本村は、以下のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該事項に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消すものとする。

ア 法第19条の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた法第18条第2項第6号に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ ①の勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

③ 本村は、②の取消しをした時は、農用地利用集積計画のうち法第18条第2項第6号に規定する賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち取消しに係る部分を関川村の公報に掲載すること等により行う。

④ なお、③の規定による公告があったときは、②の取消しに係る賃貸借又は使用貸借は解除されたものとみなされる。

また、農業委員会はその農用地の適正かつ効率的な利用が図られない恐れがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての権利の設定のあっせん等（農地中間管理事業等）の働きかけ等を行う。

3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

本村は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。

なお、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等から一の集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難である場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障を来さない場合に限り、集落の一部を除外した区域を実施区域とすることができる。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

- ① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第4号の認定申請書を本村に提出して、農用地利用規程について本村の認定を受けることができる。
- ② 本村は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。
- ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
- イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
- ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。
- エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。
- ③ 本村は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を関川村の掲示板への提示により公告する。
- ④ ①から③の規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

- ① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第5条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

(7) 農用地利用改善団体の勸奨等

- ① (5)の②の認定を受けた団体(以下「認定団体」という。)は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者(所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者)である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者(特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。)に利用権の設定又は農作業の委託を行うよう勸奨することができる。
- ② ①の勸奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。
- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 本村は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。
- ② 本村は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農業普及指導センター、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構(新潟県農林公社)等の指導、助言を求めてきたときは、関川村農業再生協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

4 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

本村は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する

上で必要な条件の整備を図る。

- ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
- イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発
- エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
- カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託についてあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

5 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に

関する事項

本村は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事者の態様等の改善に取り組むこととし、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

6 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

本村は、1から5までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 本村は、女川地区経営体育成基盤整備事業（平成27年度～令和5年度）、玉郷立地区県営農地環境整備事業（平成20年度～平成24年度）、霧出地区県営中山間地域総合整備事業（平成21年度～平成25年度）、下関地区県営ため池等整備事業（平成14年～平成23年度）、新堀地区県営ため池等整備事業（平成20年度～平成24年度）による農業生産基盤整備の促進を通じて、水田の大区画化及び用排水施設の整備を進めるとともに、カントリーエレベーターの利用促進、野菜集出荷施設等の農業近代化施設の導入を推進し、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が経営発展を図っていく上での条件整備を図る。

イ 本村は、関川村水田農業ビジョンの実現に向けた積極的な取組によって、水稻作、転作を通ずる望ましい経営の育成を図ることとする。また、転作を契機とした地域の土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積、連担化による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するように努める。

ウ 本村は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

本村は、農業委員会、農業普及指導センター、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第3で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。またこのような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区、農地中間管理機構は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、関川村農業再生協議会のもとで相互

に連携を図りながら協力するように努めるものとし、関川村は、このような協力の推進に配慮する。

7 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

第1の6(2)に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

ア 受入環境の整備

青年農業者等育成センターや農業普及指導センター、農業協同組合などと連携しながら、就農相談会を定期的を開催し、就農希望者に対し、村内での就農に向けた情報（研修、空き家に関する情報等）の提供を行う。また、村内の農業法人や先進農家等と連携して、高校や大学等からの研修やインターンシップの受入れを行う。

イ 中長期的な取組

生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、生産者との交流の場を設けたり、農業体験ができる仕組みをつくることで、農業に関する知見を広められるようにする。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

ア 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

本村が主体となって新潟県農業大学校や農業普及指導センター、農業委員、指導農業士、農業協同組合等と連携・協力して「営農指導カルテ」を作成し、研修や営農指導の時期・内容などの就農前後のフォローアップの状況等を記入・共有しながら、巡回指導の他、年に1回は面接を行うことにより、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みをつくる。

イ 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、人・農地プランの作成・見直しのお話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。

ウ 経営力の向上に向けた支援

アに掲げる「営農指導カルテ」を活用した指導に限らず、農業協同組合が運営する直売所等への出荷の促進、他産業の経営ノウハウを習得できる交流研修等の機会

の提供などにより、きめ細やかな支援を実施する。

エ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の人・農地プランとの整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、次世代人材投資資金や青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

(3) 関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談については青年農業者等育成センター、技術や経営ノウハウについての習得については新潟県農業大学校等、就農後の営農指導等フォローアップについては農業普及指導センター、農業協同組合、指導農業者等、農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

- 1 この基本構想は、令和3年9月30日から施行する。

別表 1 (第 3 の関係)

効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積の割合の目標に伴う育成すべき経営体の目標の内訳は以下のとおりとする。

区分	営農類型	育成すべき経営体目標	備考
個別 経営体	1 水稲単一	16.0	15
	2 水稲+ねぎ	13.0	10
	3 水稲+えだまめ	12.0	10
	4 水稲+ユリ	12.0	5
	5 水稲+養豚	10.0	3
	6 水稲+肉用牛	9.0	3
	7 肉用牛単一		3
	8 養豚単一		3
組織 経営体 組織	10 水稲+大豆	45.0	5
	11 水稲+大豆+ねぎ	45.0	3

経 営 体	12 水稲+大豆+トマト	45.0	3	
	13 水稲+ユリ	33.0	2	
	14 水稲+そば	41.0	2	
合 計			6 7	農用地面積 1, 2 5 0 ha

別紙 1 (第 4 の 1 (1) ⑥関係)

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第 18 条第 2 項第 2 号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

- (1) 地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和 27 年政令第 44 号）第 6 条第 2 項第 1 号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第 6 条第 2 項第 3 号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）

○対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・法第 18 条第 3 項第 2 号イに掲げる事項

○対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。

- (2) 農業協同組合法第 7 2 条の 10 第 1 項第 2 号の事業を行う農事組合法人（農地所有適格法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和 53 年法律第 36 号）第 9 3 条第 2 項第 2 号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）

○対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することが出来ると認められること。

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。

- (3) 土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 2 条第 2 項各号に掲げる事業（同項第 6 号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和 36 年政令第 346 号）第 1 条第 7 号若しくは第 8 号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。

別紙2（第4の1（2）関係）

I 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間（又は残存期間）	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
<p>1 存続期間は3年以上（農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を発揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間）とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて3年とすることが相当でないと認められる場合には、3年と異なる存続期間とすることができる。</p> <p>2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の途中において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</p>	<p>1 農地については、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2 採草放牧地については、その採草放牧地の近傍の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の実産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4 借賃を金銭以外のものとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。</p>	<p>1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。</p> <p>2 1の支払いは、貸賃人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、貸賃人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3 借賃を金銭以外のものとした場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</p>	<p>1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増加額について、当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき関川村が認定した額をその費やした金額又は増加額とする旨を定めるものとする。</p>

II 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間（又は残存期間）	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
<p>Iの①に同じ。</p>	<p>1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Iの②の3と同じ。</p>	<p>Iの③に同じ。</p>	<p>Iの④に同じ。</p>

Ⅲ 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

①存続期間	②損益の算定基準	③損益の決済方法	④有益費の償還
Iの①に同じ。	1 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。 2 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。	Iの③に同じ。この場合においてIの③中の「借賃」とあるのは「損益」と、「貸賃人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。	Iの④に同じ。

Ⅳ 所有権の移転を受ける場合

①対価の算定基準	②対価の支払方法	③所有権の移転の時期
土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われなかったときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。